

1 募集の趣旨・目的

大阪市では厳しい財政状況のもと、財源の確保は重要な課題であり、さまざまな歳入確保、増収のための方策の検討・実践を進めています。

こうした中、建設局では財源確保を目的として、引き続き「阿倍野地区第二種市街地再開発事業」区域内の「A 1－2 棟（あべの nini）」及び「A 2 棟（あべのキューズタウン）」に接続する阿倍野南北線公共地下通路において広告事業を行うこととし、次のとおり広告事業者を募集します。

なお、掲載する広告は、広告事業者が自らないしは代理業者として募集掲載していただくことを予定しており、本市は掲載広告の募集に参加協力を行いません。

また、掲載広告に際しては、本契約の締結のほか、本市の定める大阪市屋外広告物条例に基づく許可が必要です。

2 用語の定義

- (1) 「年度」とは、本市会計年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までをいいます。
- (2) 「広告枠等」とは、既設広告枠及び本市の指定する広告掲載可能箇所をいいます。
- (3) 「地下通路施設」とは、地下道の本体（壁、柱、床、天井その他構造上重要な構造物でその内装を含む。）をいいます。
- (4) 「関連機器」とは、地下通路の照明機器、空調機器、消防設備等の設備機器をいいます。

3 地下通路の施設概要

- (1) 名称
阿倍野南北線公共地下通路（以降「地下通路」という。）
- (2) 所在地
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目地内
※地下通路の位置については、【資料 1－1】「位置図」及び、【資料 1－2】「阿倍野再開発事業区域図」をご参照ください。
- (3) 構造・仕様等
通路延長 98.38m 標準通路幅 8.5m 標準通路高 3.50～4.22m
※地下通路の工事完成図書の数値を記載しています。
※詳細は【資料 2－1】「配置図」、【資料 2－2】「地下通路標準断面図」、【資料 2－3】「広告枠断面図」、【資料 2－4】「壁面平面図」をご参照ください。
- (4) 地下通路開放時間（毎日）
午前 4 時 45 分頃～翌午前 0 時 40 分頃

4 募集内容

- (1) 広告枠等の設置箇所
地下通路の東側側面及び西側側面 計 19 箇所

※詳細は、【資料 2-1】【資料 2-2】を参照してください。

内訳：①既設電照広告枠 12 枠

②既設電照広告枠間の壁面 7 箇所 ※1

①②を一括とし、分割での応募はできません。

※1 1) 各箇所の掲出サイズは、既設広告枠 A-1～11 の外法寸法以内としてください。

2) 掲出位置については、壁面に設置されている手すりに重ならない位置とし、両端及び天井までは既設広告枠の設置位置と同程度の位置となるか、もしくはバランスの取れたものになるようにしてください。

3) 広告の材質は、ラッピングフィルム等により壁面に直接貼り付け、掲出期間中に剥がれないものとしてください。また、壁面に貼り付ける接着剤等の材質は、剥がしたときに壁面に汚損や毀損等の影響がでないものを使用してください。

(2) 広告枠等の外法寸法等

① A-1～11 縦約 1.22m 横約 3.05m

② B-1 縦約 2.01m 横約 3.66m

③ C-1～7 ①のサイズ以内

※寸法詳細については、【資料 2-3】「広告枠断面図」、【資料 2-4】「壁面平面図」及び、【資料 4】「広告枠等寸法表」をご参照ください。

(3) 広告枠等使用期間（契約期間）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）

5 広告掲載方法及び留意点

(1) 広告枠等に広告を掲載してください。

※「4 募集内容（1）広告枠等の設置箇所」を参照してください。

(2) 広告枠等に直接塗装を行うことはできません。

(3) 広告枠等は、現状有姿で使用してください。

新たな広告枠及び関連機器（照明設備等）の設置や広告枠の仕様変更はできません。

※現状は、【資料 4】「広告枠等寸法表」を参照してください。

本市は、事業の実施にあたり広告枠等の改修等はいりません。広告事業者が広告の有効性を確保するために改修が必要と考える場合は、本市と協議のうえ、広告事業者の負担で行ってください。

なお、改修した広告枠等は本市に帰属します。

(4) 動画音声を発する装置を用いた広告、立体的な形態の広告は掲載できません。

(5) 1 枠内に複数の広告を掲載することは可能です。

(6) 広告の掲載及び撤去は、広告事業者の全額負担により行ってください。

(7) 広告枠等に毀損が生じた場合は、原因の如何を問わず広告事業者の責任と費用負担において修繕してください。ただし、本市の責に帰すべき事由による場合は除きます。

6 広告枠等使用料等

(1) 広告枠等使用料

本募集において提案された金額に消費税を加算した金額を、広告枠等使用料として納入してください。

(2) 広告枠等使用料の納入

広告事業者は、本市が指定する方法で、本市の請求に基づき、次に記載する期日（土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の日）までに一括で納入してください。

◆4月、5月、6月分 4月30日

◆7月、8月、9月分 6月30日

◆10月、11月、12月分 9月30日

◆1月、2月、3月分 12月28日

なお、契約が解除若しくは中途解約されることになった場合でも、納入済みの使用料は返還しません。ただし、本市の責に帰すべき事由に基づく場合は除きます。

(3) 電気料金等の取扱い

広告枠で電気を使用する際に発生する電気料金は、当該使用料とは別に広告事業者が負担してください。

電気料金の単価や納入方法等の詳細については、「あべのキューズタウン管理組合」（以下「管理組合」という。）の指示に従い、覚書等を締結したうえで、管理組合にお支払いください。

(4) 屋外広告物許可

広告掲載にあたっては、大阪市屋外広告物条例に基づく許可を掲載前に得てください。また、毎年度、継続許可申請を行ってください。

お問い合わせ先：建設局総務部管理課 電話 (06)6615-6687

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

7 広告事業者が行う業務の範囲

(1) 広告枠等の使用

広告事業者は、指定された広告枠等を使用して広告を掲載してください。

掲載する広告は、広告事業者自らないしは代理業者として募集してください。本市は掲載広告の募集に参加協力を行いません。

(2) 広告枠等への表示

広告枠等には、以下の例に準じて広告事業者名及び連絡先（電話番号）を表示してください。表示位置、表示方法については協議のうえ決定します。

例：「この広告掲示板に関するお問い合わせは〇〇〇〇（事業者名）まで
電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇」

(3) 広告枠等の点検及び維持管理

広告事業者は、広告枠等の毀損・汚損及び転落等を防止するため、少なくとも年1回以上、広告の掲載作業時等にビス等の緩みや錆び等の点検を行い、その結果を

書面により建設局道路河川部調整課（以下「調整課」という。）に報告してください。

また、広告掲示板に掲出した広告の剥がれ等を防止するため、広告事業者の責任において剥がれがないかを定期的に点検してください。その他、本市から臨時に点検を指示された場合は、その指示に従ってください。

広告事業者は、善良なる管理者の注意を以て広告枠等を維持管理してください。

① 広告枠等及び広告面の清掃、LEDモジュール等消耗品の交換、広告枠等の自然損耗・経年劣化を原因とする損傷及び広告枠等に対する人為的要素を含む不慮の事故による損傷についての修繕を行ってください。

② 契約締結後、速やかに維持管理計画書を調整課に提出してください。

また、維持管理計画書に基づく点検を行った場合には、速やかに点検結果報告書を調整課に提出してください。

③ 維持管理上の問題を発見したときは、調整課に報告のうえ、広告事業者が提出した維持管理計画書に記載された内容に基づき対応してください。

④ 広告枠等の周辺についても、広告の有効性を確保するために清掃が必要と考える場合には、広告事業者の責任と費用負担において実施してください。

(4) 空き枠の活用について

広告枠等には、風景写真、広告募集の意匠等を掲載し、空き枠がないように活用してください。

掲載にあたり、「8（2）広告内容の本市審査」に基づき審査を行います。

(5) 広告の掲載及び撤去

広告の内容については、「8（2）広告内容の本市審査」で承認を受けてから、建設局平野工営所及び管理組合に作業に必要な申請・届出を行い、作業実施の承認を受けてから、広告事業者の責任と費用負担において広告を掲載してください。

広告の掲載及び撤去について、地下通路の閉鎖時間帯に行うなど、公共地下通路利用者の妨げにならないように作業してください。

また、道路交通法第77条に基づく道路使用許可が必要な場合は、所轄警察署に必要な申請手続き等を必ず行ってください。

(6) 掲載にかかるトラブル対応

広告の掲載に関しトラブルが発生した場合は、広告事業者の責任において対応してください。

(7) 広告内容その他広告自体を原因とする事故等の対応及び治療費・慰謝料等示談に要する費用の取扱い

広告内容その他広告自体を原因として事故等が発生した場合には、広告事業者の責任において示談交渉等の対応をしてください。

被害者の治療費及び慰謝料等の示談に要する費用、仮に訴訟となった場合の対応及びその費用は、広告事業者が全額負担してください。

(8) 事故発生の際の連絡

(7)で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合は、事故発生等の帰責の如何に関わらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに調整課にその旨を報告してください。

また、その後も当該事故等の詳細について遅滞なく書面により調整課に報告してください。

連絡先及び連絡方法等については、契約締結後に別途指示します。

(9) その他

(1) から (8) に記載のほか、本市が広告事業実施にあたり必要と認める内容等について協力してください。

※ (1) から (9) にかかる費用については、全額広告事業者の負担となります。

8 広告の掲載内容及び審査基準

(1) 広告内容の自主審査

広告事業者は、広告を掲出しようとするときは、あらかじめ広告主等に広告内容の提出を求め、[別添2]「大阪市広告掲載要綱」(以下「広告掲載要綱」という。)及び、[別添3]「大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領」(以下「広告掲載要領」という。)を遵守しているか否かについて自主審査を行い、抵触している場合は、広告主等に修正・削除を指示してください。

(2) 広告内容の本市審査

広告事業者において、自主審査された掲載内容について、本市は「広告掲載要綱」及び「広告掲載要領」に基づき審査を行いますので、掲出しようとする意匠の作成着手予定日の期日(土曜、日曜又は祝日の場合は、その直前の日)の5日前までに、意匠データと広告物掲出届出書を調整課に提出してください。

「広告掲載要綱」及び「広告掲載要領」に抵触する可能性のある掲載内容については、「建設局広告等審査委員会」により審議する場合があります。

なお、「広告掲載要綱」及び「広告掲載要領」に抵触すると判断した場合は、広告事業者の都合にかかわらず修正・削除を求め、従わない場合は掲載できません。

万一、掲載内容の審査を受けずに掲出している場合は、即時撤去を指示します。

9 広告事業者として果たすべき責任

(1) 法令等の遵守

広告事業を実施するにあたっては、道路法、道路交通法、大阪市屋外広告物条例、大阪市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例をはじめ、本事業実施に関する全ての関係法令を遵守してください。

(2) 個人情報保護の取扱い

広告事業者は、本事業の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理を、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切に行ってください。

また、本事業で知り得た情報を他に漏らしてはなりません。契約期間が満了した

後においても同様とします。

(3) 情報公開への対応等

広告事業に関わって作成され本市に提出された文書は、本市が所有する公文書として情報公開の対象です。

広告事業者は、本事業に関わって作成された文書で本市が保有していない文書を本市が求めたときは対応してください。

10 リスクへの対応

各段階における主なリスクについては、表2のリスクの負担区分を基本として、本市と広告事業者（広告事業予定者含む。）の間で対応するものとします。

表2 リスクの負担区分

リスクの種類	内 容	負担区分	
		本市	広告事業者
法令の変更	広告事業者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	物価変動		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※1	広告事業の変更、中止、延期	協議事項	
広告事業の中止・延期	本市の責任による遅延・中止 ※2	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	広告事業者の責任による遅延・中止		○
	広告事業者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動 ※3	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告枠等の維持管理経費の膨張		○
地下通路施設の損傷 ※4	広告の掲載及び撤去並びに維持管理上の瑕疵によるもの		○
債務不履行	本市の責任による契約内容の不履行	○	
	広告事業者の責任による契約内容の不履行		○
損害賠償	広告の掲載及び維持管理並びに撤去の際の事故により本市または第三者に損害を与えた場合		○
地下通路の閉鎖または通行止め ※5	本市の責任による連続する7日間以上の場合	○	
	本市の責任による連続する7日間未満の場合		○
	道路管理上の作業のための通行止め		○
	地下通路及び接続施設のメンテナンス等の場合		○

	第三者の責任・原因による場合		○
	広告事業者の原因による場合		○
広告枠等の損傷	地下通路施設を原因とするもの	○	
※ 6	不慮の事故によるもの（人為的要素を含む。）		○
その他	これらに該当しない事象が発生した場合		○

※ 1 不可抗力とは、自然災害（地震・台風等）、感染症等の拡大、その他自然的または人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ広告事業者及び本市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。

※ 2 本市の責任により、広告枠等の一部が使用できなくなった場合、【資料 4】「広告枠等寸法表」に記載している面積に基づいた広告面の総合計面積をもとに、広告面面積割及び日割で使用料を計算し、既に使用料を納入済の場合は差額を返還し、納入前の場合は減額して請求します。

なお、使用料の返還または減額以外の損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払は一切行いません。

※ 3 本市の施策で新たに案内サイン、掲示板、広告枠等を設置し、別途広告事業者を募集する場合があります。この場合、契約金額の変更、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払は一切行いません。

※ 4 広告事業実施に伴う地下通路施設等の損傷リスクの対応

広告枠等の維持管理、広告掲載及び撤去作業並びにサインの更新作業において瑕疵があるときは、広告事業者の負担とします。

※ 5 地下通路の閉鎖または通行止めの場合のリスク対応

i. 本市の責任による連続する 7 日間以上の閉鎖または通行止めを行う場合、使用料を納入済の場合は「※ 2」の記載と同様に取り扱います。日割計算は 7 日目を起算日とします。

なお、使用料の返還または減額以外の損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払は一切行いません。

ii. 本市の責任による連続する 7 日間未満の閉鎖または通行止めを行う場合、使用料の返還や減額は一切行いません。

また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払は一切行いません。

iii. 道路管理者が緊急的な作業等を行う場合、広告事業者は道路管理者に協力しなければなりません。

なお、この場合の使用料の返還や減額は行いません。また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払は一切行いません。

iv. 地下通路の接続施設の休業並びに当該接続施設、地下通路のメンテナンス等の事情により、接続施設、地下通路を閉鎖する場合がありますが、使用料の返還や減額は一切行いません。

また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払は一切行いません。

- v. 第三者が原因として起こった事故・事件等により、地下通路が閉鎖または通行止めになった場合、使用料の返還や減額は一切行いません。また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払は一切行いません。

※6 広告掲示板及びサイン並びに広告枠の損傷リスクの対応

- i. 地下通路の構造を原因として、広告、広告掲示板、広告枠及びサインが損傷した場合は、本市が修繕費用を負担します。この場合の本市の負担は修繕にかかる費用のみです。

広告事業者は、事前に本市に修繕内容及び見積書を提示し、本市の同意を得たうえで修繕を行ってください。本市の同意を得ず修繕を行った場合、本市はその修繕費用を負担しません。

- ii. 不慮の事故（人為的要素含む。）により、広告、広告掲示板、広告枠及びサインが損傷した場合は、事前に本市の同意を得たうえで広告事業者の負担により修繕を行ってください。

11 事業終了時の対応

- (1) 広告事業者は、契約期間が満了したとき及び何らかの事由による契約解除若しくは解約により契約が終了した場合には、本市に帰責理由がある場合を除き、掲載している広告の撤去などにより、原状回復してください。この場合、これに要する費用は広告事業者が負担してください。

また、次期広告事業者との円滑な事業引継ぎが行えるよう、契約期間満了日の 24 時までには原状回復してください。ただし、本市が認めた場合は除きます。

- (2) 広告事業者は、契約期間満了後に次期広告事業者が新たに本事業を行うことが決定した場合には、本市が指示する事項について、次期広告事業者への引継ぎを誠実に行ってください。
- (3) 本市が次期の広告事業者の募集を行うにあたり本市が必要とする場合には、本市が指定する期限までに広告枠等の損傷状況等を書面で報告してください。

12 応募資格等

- (1) 応募資格

次の各号に定める内容を全て満たす法人または複数の法人によって構成される連合体（以下「連合体」という。）が応募できます。個人での応募はできません。

- ① 広告代理業またはそれに準じる広告掲載に関する過去 2 年以内の業務実績があること。
- ② 広告及び広告枠等の毀損、広告掲載に関するトラブル、広告内容その他広告自体を原因とする事故等の事象及び本市からの臨時の点検指示に速やかに対応できること。

- ③ 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
- ⑤ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 主たる業種が広告掲載要領第2条第1項各号に規定する業種ではないこと。
- ⑦ 広告掲載要領第2条第2項各号に該当していないこと。

(2) 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する役員がいる法人は、本件の広告事業者になることができません。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりまたは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、価格提案審査の対象から除外します。

- ① 価格提案審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出書類が期間内に提出されなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

(4) 連合体での申請の際の留意点

連合体として申請される際は次の点に留意してください。

- ① 複数の法人によって構成する連合体で応募申請する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する代表となる法人をあらかじめ決定してください。
- ② 代表となる法人及び連合体を構成する法人の変更はできません。
- ③ 複数の連合体での重複した応募はできません。
- ④ 連合体の構成員になっている場合、単独法人での応募はできません。
- ⑤ 「12 (1) 応募資格」「12 (2) 欠格事項」「12 (3) 失格事項」について、連合体の構成員となっている法人の全てに適用します。連合体の一法人に資格がないまたは欠格事項・失格事項に該当する場合は、その連合体に応募資格はありません。ただし、「12 (1) ①」については、連合体を構成する法人のうち、一法人以上が該当していれば応募できます。

13 応募方法等

(1) 応募方法

応募に必要な書類を各1部、受付場所に持参若しくは送付してください。

※送付の場合は、あらかじめ電話連絡のうえ、配達記録が残る方法で提出してください（受付最終日必着）。

※提出書類に不備がある場合は受付できません。

※電話、ファックス、メール等による受付は行いません。

(2) 受付期間

令和5年11月24日(金)から令和5年12月14日(木)までの月曜日から金曜日の各日

午前9時30分から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

大阪市建設局道路河川部調整課 電話 (06)6615-6773

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル1TM棟6階

(4) 提出書類

申請を希望する法人等は、表3に掲げる書類(以下「申請書」という。)について提出してください。

表3 申請時提出書類

	提出書類	注意事項	様式
1	広告事業者応募申請書 (単独者申請用)	指定の様式に必要な事項を記入すること。 なお、連合体で申請される場合は、「2. 広告事業者応募申請書(連合体申請用)」を使用してください。	様式 1-1
2	広告事業者応募申請書 (連合体申請用)	指定の様式に必要な事項を記入すること。 なお、単独で申請される場合は、「1. 広告事業者応募申請書(単独者申請用)」を使用してください。	様式 1-2
3	広告事業者応募申請にかかる誓約書	指定の様式に必要な事項を記入すること。	様式2
4	会社概要	直近のものを提出すること。	様式自由
5	法人の現在事項証明書	申請書提出日から3ヵ月以内に発行されたものを提出すること。	証明書 (原本)
6	法人の役員名簿	代表者ほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者全員について記入すること。	様式3
7	印鑑証明書	申請書提出日から3ヵ月以内に発行されたものを提出すること。	証明書 (原本)
8	国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)の未納の税額がないことの証明書	最新年度の納税証明書「その3」または「その3の3」を提出すること。また、申請書提出日から3ヵ月以内に発行されたものを提出すること。	証明書 (原本)
9	地方税の納税証明書	直近事業年度の法人等住民税の納税証明書、最新年度の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税証明書を提出すること。また、申請書提出日から3ヵ月以内に発行されたものを提出すること。	証明書 (原本)

10	広告事業実績報告書	過去2年以内の広告代理業及びこれに準じる広告掲載に関する業務実績を記入すること。 また、様式4以外に業務実績が確認できる契約書の写し等を提出すること。	様式4
----	-----------	--	-----

※連合体で申請される場合は、「4」から「10」について、構成する全法人に関する書類が必要です。

※「3」の申請者欄には、連合体名及び代表となる法人名を記入してください。

※「5」及び「7」から「9」について、発行日から3ヵ月以内で取得できる最新のものとしします。

(5) その他

- ① 申請書類について、本市が必要と認める場合に、申請書類の内容を無償で利用できるものとしします。
- ② 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより公開する場合があります。
- ③ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ④ 申請等にあたり使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- ⑤ 申請等に係る費用は申請者の負担とします。
- ⑥ 申請書類を提出後に辞退する場合は、すみやかに【別添1 様式8】「辞退届」を「20 担当」まで持参若しくは送付により提出してください。

※送付の場合は、あらかじめ電話連絡のうえ、配達記録が残る方法で提出してください（受付最終日必着）。

14 募集要項に関する質問の提出及び回答

(1) 提出方法

募集要項に関する質問がある場合は、必ず【別添1 様式5】「広告事業者応募申請に関する質問票」に質問内容を記入し、「20 担当」あてメール、送付若しくは持参にて提出してください。

※送付の場合は、配達記録が残る方法で提出してください（期限内必着）。

また、あらかじめ電話連絡のうえ提出してください。

※メールの件名欄には「募集要項に関する質問」と記入してください。

(2) 提出期限

令和5年12月14日（木）午後5時まで

(3) 回答

所定の様式により期限内に提出された質問に対する回答について、令和5年12月18日（月）（予定）に、建設局ホームページで掲載します。

15 価格提案書の提出及び広告事業予定者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和5年12月21日（木）

午後1時45分から午後2時までに価格提案書を提出していただき、午後2時から価格提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル1TM棟6階
建設局入札室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

① 価格提案書【別添1 様式6】

② 委任状（代理人により応募しようとする場合。様式は任意。代表者印押印要）

※【別添1 様式7】に委任状の参考書式を添付しています。

③ 実印（代表者印）

※代理人により応募しようとする場合は、委任状に押印した代理人の印鑑

(4) 価格提案書の投函方法

① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ投函してください。

② 投函は代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を価格提案書と一緒に投函してください。

(5) 価格提案書における価格の表示

応募価格は、広告枠等使用期間（令和6年4月1日から令和9年3月31日まで）における合計使用料を【別添1 様式6】に従って表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、投函した価格提案書の書換え、引換えまたは撤回をできません。

(7) 価格提案審査

① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員が立ち会います。

③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査結果について異議を申し立てることはできません。

④ 価格提案審査の当日出席しなかった者、または価格提案書提出期限に遅刻した者は棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

投函された価格提案書のうち、次のいずれかに該当するものは無効です。

① 本市が設定する最低価格（非公表）を下回る価格によるもの。

② 応募参加資格がない者が価格提案したものまたは権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

- ③ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ④ 本市が配布した価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- ⑤ 応募資格者またはその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑥ 応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案をしたときは、その双方のもの。
- ⑦ 他の応募資格者の代理人を兼ね、または2人以上の代理人として価格提案したときは、その全部のもの。
- ⑧ 提案価格または応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑨ 訂正印のない提案価格の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑩ 価格提案に関し、不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑪ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 広告事業予定者の決定

広告事業予定者の決定は、本市が設定する最低価格（非公表）以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

また、本市が必要と認める場合には価格提案が有効であり、かつ価格が高い順に補欠者を選定します。

(10) くじによる広告事業予定者の決定

最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2以上あるときは、直ちにくじにより広告事業予定者を決定します。

なお、当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、広告事業予定者を決定します。

(11) 審査結果の公表

広告事業予定者を決定したときは事業者名及び決定価格を、決定しないときはその旨を全ての応募資格者名及び提案価格とともに、価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

広告事業予定者決定後の問い合わせに対しては、広告事業予定者名及び決定価格を回答するとともに、ホームページに全ての応募資格者名（辞退者を含む。）及び提案価格を掲載します。また、広告事業予定者名、決定価格及び補欠者名も掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止し、価格提案審査期日を延期することがあります。

16 広告事業予定者の決定から契約まで

- (1) 広告事業予定者と本市は、契約に向けて協議を行います。
なお、契約予定日は概ね広告事業予定者の決定より1ヵ月後とします。ただし、令和6年1月31日（水）までに協議が整わない場合には、広告事業予定者としての資格を失います。
- (2) 広告事業予定者に選定された者に不適切な事由が認められた場合には本市の判断で広告事業者としての資格を失わせることができます。
- (3) 広告事業予定者がその資格を失った場合には、補欠者の中から上位の順に広告事業予定者を選定します。
- (4) 広告事業予定者としての資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

17 契約の締結

広告事業予定者と本市は、【別添4】「阿倍野南北線公共地下通路広告事業に関する契約書（案）」に基づき、協議のうえ契約を締結します。

18 その他

- (1) 申込受付開始日（令和5年11月24日（金））以降、本募集に関して選定に関わる本市職員と接触することを禁じます。ただし、申請書の提出等、要項上当然に認められる行為は除きます。
- (2) 本募集に関して、本市から申請団体への電話連絡は基本的に行いません。
- (3) 本市からの質問や連絡事項がある場合には、【別添1 様式1-1】または【別添1 様式1-2】「広告事業者応募申請書」に記載のメールアドレスあて送信します。

19 添付書類

【別添1】応募申請にかかる様式集

【別添2】大阪市広告掲載要綱

【別添3】大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領

【別添4】阿倍野南北線公共地下通路広告事業に関する契約書（案）

20 担当

大阪市建設局道路河川部調整課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

電話 06-6615-6773

メール（専用アドレス） abeno-koukoku@city.osaka.lg.jp

建設局ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>